

# 地域活性化施設使用者募集要綱

平成 22 年 4 月 1 日

新 温 泉 町

## 1 施設の名称・位置

施 設 の 名 称 (位置)	新温泉町地域活性化施設 (新温泉町竹田字奥カンバセ 9 3 1 番地)
-------------------	--

## 2 申込資格及び条件

- (1) 使用者又はその代表者が次の事項に該当しない者であること。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 地方税の滞納があること
  - カ 公序良俗に反する使用をする者及び宗教的な事業に使用する者

## 3 申込受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間  
平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで
- (2) 受付時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

## 4 申込書類

- (1) 地域活性化施設使用申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 1 号別紙）
- (3) 申込資格を有していることを証する書類  
(住民票、法人登記事項証明書、市町村民税納税証明書、市町村が証明した身分証明書)
- (4) 現在の事業経営の状況を示す書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（現に事業活動をしている場合のみ）
  - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している場合のみ）
- (5) 現在の事業活動の内容等を記載した書類
- ・事業報告書（作成している場合のみ）
  - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## 5 施設の利用について

### (1) 施設の性格

当施設は、住民の雇用機会の確保や地域貢献事業の場として一定の事業を行う者に町が施設を貸与し、官民一体の協力により地域を活性化させることを目的とした施設です。

この事業目的を踏まえ、負担しやすい使用料を設定していることに加え、施設利用者の経営努力やアイデアにより、有益な事業運営が期待できる施設です。

当該地は国道9号線を介して交通、運輸の利便性に優れており、住宅地から離れていることなど騒音の影響も少なく、企業活動にとって良好な環境にあり、地域産業や人材育成、研究・交流の拠点として新たな価値観を創造できるものと考えます。

### (2) 使用期間

施設の使用期間は最長10年としますが、申請により2年ごとに延長することが可能です。

### (3) 施設の利用制限に関する事項

新温泉町地域活性化施設条例に定める事項に該当する場合には、使用を制限されることがあります。

### (4) 施設の維持管理費について

水道光熱費、その他の使用料、付帯設備の修繕等は本条例に定めるところにより使用者の負担とします。

### (5) 施設の変更について

改修等のため施設を変更しようとするときは、あらかじめ町の承認が必要となります。

### (6) 使用上の法規制について

当施設は学校であったため、工場等へ使用する場合は工場立地法に基づき緑地整備を行うなどのほかに、建築基準法、消防法等により施設の改修、並びに届出が必要な場合があります。

(7) 使用料について

ア 使用料の額

条例に定める額とします。

施設の使用料（1箇月当たり）

区 分	構 造	床面積（㎡）	使用料（円）
校舎本館	鉄筋コンクリート 3 階建	3,527.89	135,200
体育館	鉄筋コンクリート 1 階建	768.00	29,400
図書館	鉄骨 2 階建	355.54	13,600
格技場	鉄筋コンクリート 2 階建	478.40	18,300
倉庫	木造 2 階建	469.84	11,700

イ 使用料の減免または徴収の猶予

条例の規定により、使用料の減免又は猶予を受けることができます。

(8) 優遇措置について

新温泉町企業立地促進条例により奨励事業所に指定された場合は、企業立地助成金及び雇用促進奨励金の交付を受けることができます。

6 選定基準

- (1) 新温泉町地域活性化施設条例第3条の要件を備える者
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業運営にあたり相当数の地元雇用を検討している者。
- (4) 事業運営を安定して行うための人員、資産を有しており、優れた経営理念を持っている者。
- (5) 事業活動の効果として、地域全体の活性化が図れるものと評価できること。

7 選定の方法

新温泉町地域活性化施設条例規則に定める資格審査委員会により、事業

評価を行い使用者を決定します。

8 使用開始の時期

町が使用の許可を行った日以降とします。

9 その他

(1) 様式及び資料のダウンロードについて

この募集要綱及び募集要綱に係る様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 申込者からの聴き取り調査について

必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聴き取り調査を行う場合があります。

(3) 都合により、申込受付期間を予告なく変更、又は中止することがあります。

(4) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

10 申請書類の提出先 新温泉町商工観光課へ 持参又は郵送とします。

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

TEL (0796) 82-5625 FAX (0796) 82-3054

Eメール syokokanko@town.shinonsen.hyogo.jp

URL <http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>